

6-1 雨量観測所

香川県水防計画 第5章 に記載

6-2 水位観測所

香川県水防計画 第5章 に記載

6-3 潮位観測所

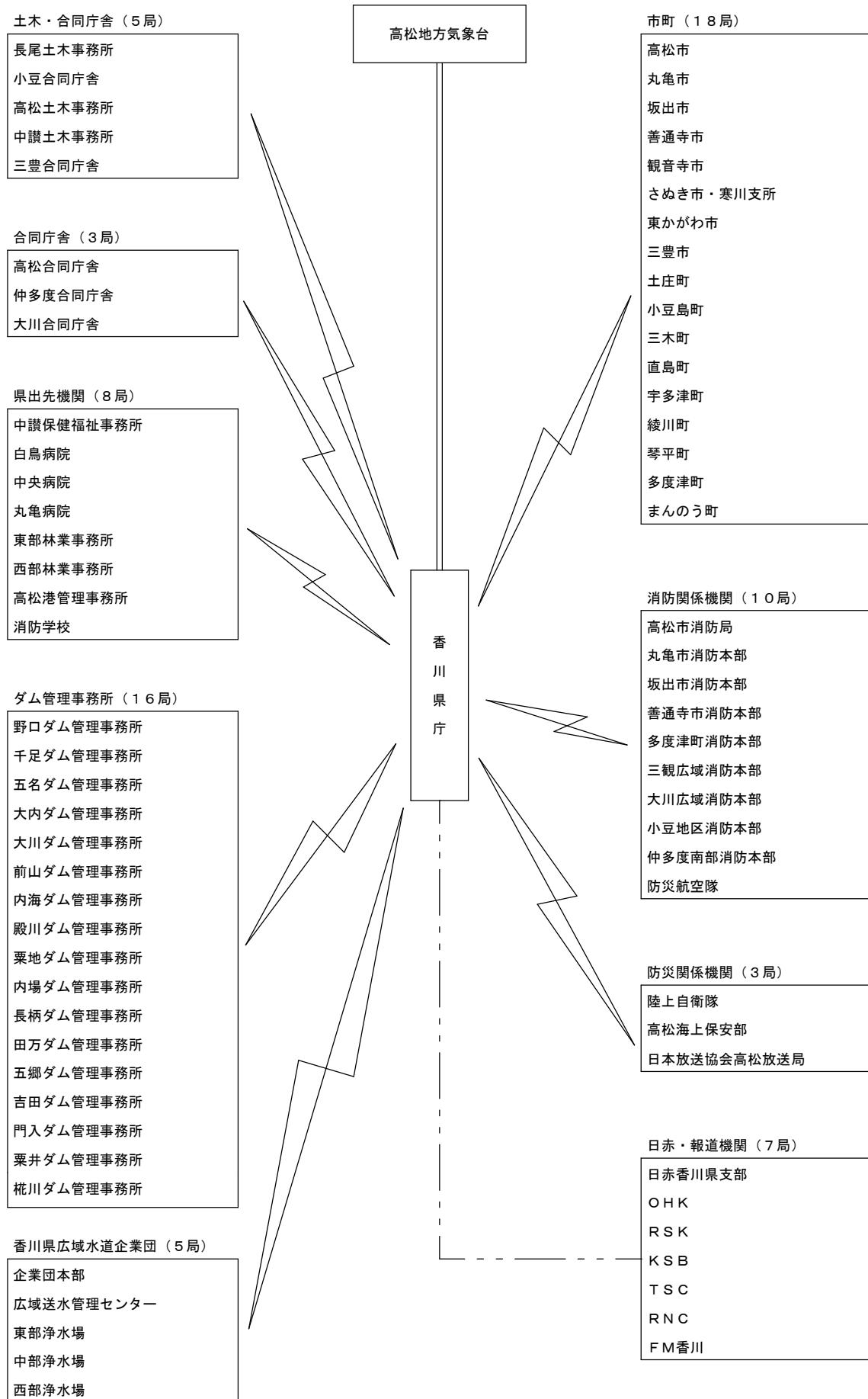
(T. P) 換算

番号	潮位観測所	港湾名	注意報 基準潮位	警報 基準潮位	位置	種別	観測機関
1	三本松港	三本松港	1. 4	1. 7	東かがわ市上所	テレメータ	長尾土木事務所
2	坂出港	坂出港	2. 0	2. 3	坂出市入船町1丁目	"	坂出市
3	丸亀港	丸亀港	2. 0	2. 3	丸亀市港町	"	中讃土木事務所
4	観音寺港	観音寺港	2. 3	2. 6	観音寺市観音寺町	"	西讃土木事務所
5	土庄東港	土庄東港	1. 6	2. 0	小豆郡土庄町	"	小豆総合事務所
6	詫間港	詫間港	2. 2	2. 5	三豊市詫間町	"	西讃土木事務所
7	高松港	高松港	1. 6	1. 9	高松市北浜町103-1地先	"	高松地方気象台

6-4 風向風速観測所

番号	風向風速観測所名称	位置	種別	観測機関
1	三本松港風向風速観測所	東かがわ市三本松	テレメータ	長尾土木事務所
2	高松港風向風速観測所	高松市サンポート	"	高松港管理事務所
3	小豆総合庁舎風向風速観測所	小豆郡土庄町渕崎	"	小豆総合事務所
4	三豊合同庁舎風向風速観測所	観音寺市坂本町	"	西讃土木事務所

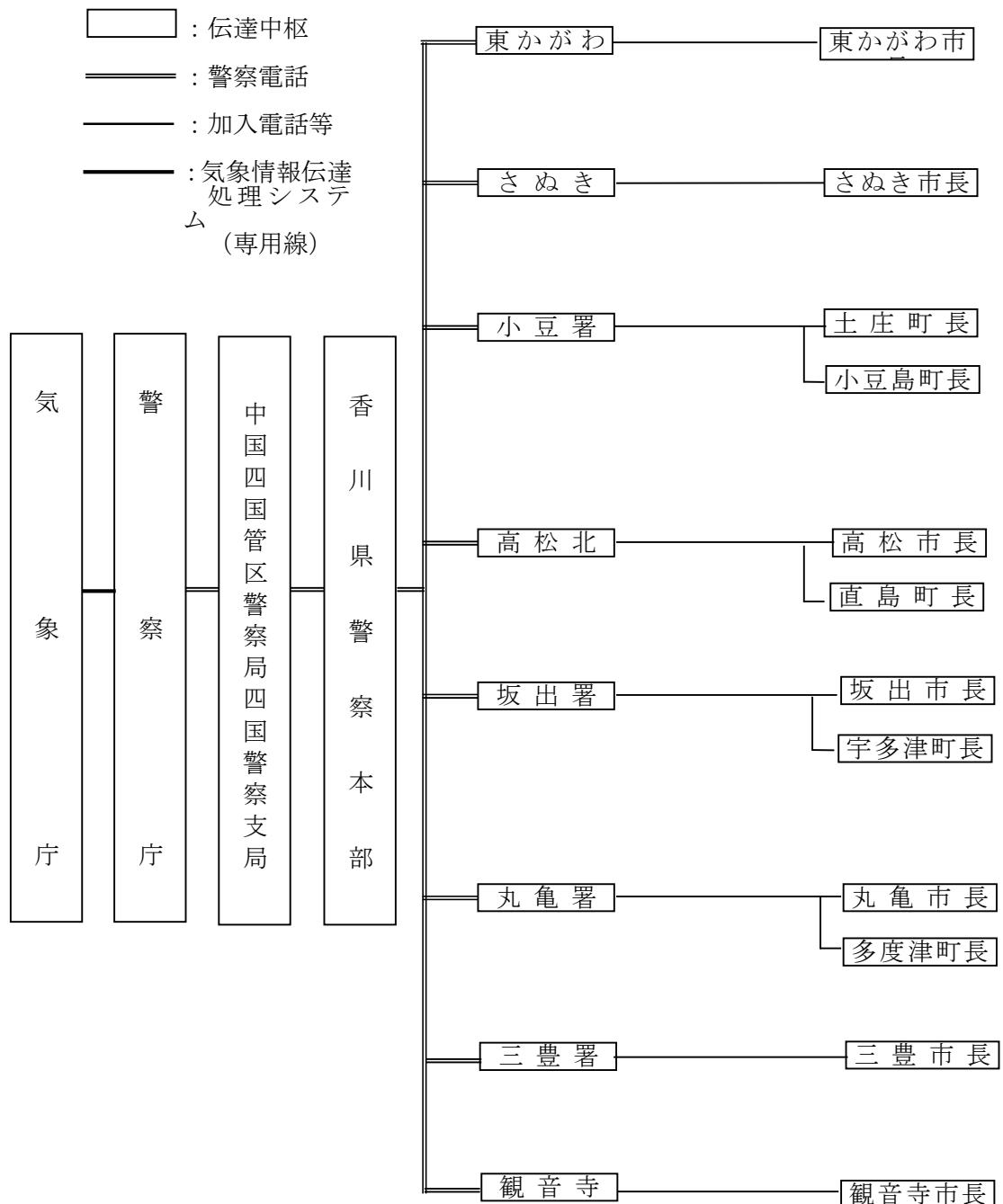
6 - 5 防災行政無線による気象情報等伝達系統



6-6 津波警報受信伝達系統表

凡例

(令和3年4月1日現在)



6-7 気象情報自動連絡システム



※ 災害待機態勢を整える必要がある、注・警報が勤務時間外に発表された場合、気象情報自動連絡システムが作動し、
N T T 公衆回線 4 回線を使用して予め登録された防災関係各課の職員宅あるいは携帯電話にその内容を知らせる。

気象情報自動連絡システム連絡ハブ一覧表

令和5年7月1日現在

No.	課・事務所名	区域の種類	警報(特別警報)の種類	注意報の種類
1	危機管理課	高松地域・小豆・東讃・中讃・西讃	大雨, 洪水, 高潮, 暴風雪, 暴風, 大雪, 波浪, 津波, 大津波	大雨, 洪水, 高潮, 大雪, 津波
2	土木監理課	高松地域・小豆・東讃・中讃・西讃	大雨, 洪水, 高潮, 暴風雪, 暴風, 大雪, 波浪, 津波, 大津波	大雨, 洪水, 高潮, 大雪, 津波
3	技術企画課	高松地域・小豆・東讃・中讃・西讃	大雨, 洪水, 高潮, 暴風雪, 暴風, 大雪, 波浪, 津波, 大津波	大雨, 洪水, 高潮, 大雪, 津波
4	道略課	高松地域・小豆・東讃・中讃・西讃	大雨, 洪水, 高潮, 暴風雪, 暴風, 大雪, 波浪, 津波, 大津波	大雨, 洪水, 高潮, 大雪, 津波
5	河川砂防課	高松地域・小豆・東讃・中讃・西讃	大雨, 洪水, 高潮, 暴風雪, 暴風, 大雪, 波浪, 津波, 大津波	大雨, 洪水, 高潮, 大雪, 津波
6	港湾課	高松地域・小豆・東讃・中讃・西讃	大雨, 洪水, 高潮, 暴風雪, 暴風, 大雪, 波浪, 津波, 大津波	大雨, 洪水, 高潮, 大雪, 津波
7	都市計画課	高松地域・小豆・東讃・中讃・西讃	大雨, 洪水, 暴風	大雨, 洪水, 高潮, 大雪, 津波
8	下水道課			大雨, 洪水, 高潮, 暴風, 津波, 大津波
9	住宅課	高松地域・小豆・東讃・中讃・西讃	大雨, 洪水, 高潮, 暴風雪, 暴風, 大雪, 波浪, 津波, 大津波	大雨, 洪水, 高潮, 大雪, 津波
10	高松土木事務所	高松地域		大雨, 洪水, 高潮, 暴風雪, 暴風, 大雪, 波浪, 津波, 大津波
11	長尾土木事務所	東讃	大雨, 洪水, 高潮, 暴風雪, 暴風, 大雪, 波浪, 津波, 大津波	大雨, 洪水, 高潮, 大雪, 津波
12	小豆総合事務所(河川港湾課)	小豆	大雨, 洪水, 高潮, 暴風雪, 暴風, 大雪, 波浪, 津波, 大津波	大雨, 洪水, 高潮, 大雪, 津波
13	中讃土木事務所	中讃	大雨, 洪水, 高潮, 暴風雪, 暴風, 大雪, 波浪, 津波, 大津波	大雨, 洪水, 高潮, 大雪, 津波
14	西讃土木事務所	西讃	大雨, 洪水, 高潮, 暴風雪, 暴風, 大雪, 波浪, 津波, 大津波	大雨, 洪水, 高潮, 大雪, 津波
15	高松港管理事務所	高松地域	大雨, 洪水, 高潮, 暴風雪, 暴風, 波浪, 津波, 大津波	大雨, 洪水, 高潮, 大雪, 津波
16	農政課			大雨, 洪水, 高潮, 暴風雪, 暴風, 津波, 大津波
17	土地改良課・農村整備課	高松地域・小豆・東讃・中讃・西讃	大雨, 洪水, 高潮, 暴風雪, 暴風, 津波, 大津波	大雨, 洪水, 高潮, 大雪, 津波
18	小豆総合事務所(土地改良課)	小豆	大雨, 洪水, 高潮, 暴風雪, 暴風, 津波, 大津波	大雨, 洪水, 高潮, 大雪, 津波
19	東讃土地改良事務所	高松地域 東讃	大雨, 洪水, 高潮, 暴風雪, 暴風, 津波, 大津波	大雨, 洪水, 高潮, 大雪, 津波
20	中讃土地改良事務所	中讃	大雨, 洪水, 高潮, 暴風雪, 暴風, 津波, 大津波	大雨, 洪水, 高潮, 大雪, 津波
21	西讃土地改良事務所	西讃	大雨, 洪水, 高潮, 暴風雪, 暴風, 津波, 大津波	大雨, 洪水, 高潮, 大雪, 津波
22	森林・林業政策課	高松地域・小豆・東讃・中讃・西讃	大雨, 洪水, 高潮, 暴風雪, 暴風, 津波, 大津波	大雨, 洪水, 高潮, 大雪, 津波
23	水産課	高松地域・小豆・東讃・中讃・西讃	大雨, 洪水, 高潮, 暴風雪, 暴風, 波浪, 津波, 大津波	大雨, 洪水, 高潮, 大雪, 津波
24	広聴伝報課	高松地域・小豆・東讃・中讃・西讃	大雨, 洪水, 高潮, 暴風雪, 暴風, 大雪, 波浪, 津波, 大津波	大雨, 洪水, 高潮, 大雪, 津波
25	西讃保健福祉事務所(宿直室)	高松地域・小豆・東讃・中讃・西讃	大雨, 洪水, 高潮, 暴風雪, 暴風, 大雪, 波浪, 津波, 大津波	大雨, 洪水, 高潮, 大雪, 津波
26	農業生産流通課	高松地域・小豆・東讃・中讃・西讃	大雨, 洪水, 暴風雪, 暴風	大雨, 洪水, 高潮, 大雪, 津波
27	秘書課	高松地域・小豆・東讃・中讃・西讃	大雨, 洪水, 高潮, 暴風雪, 暴風, 大雪, 波浪, 津波, 大津波	大雨, 洪水, 高潮, 大雪, 津波
28	教育委員会総務課	高松地域・小豆・東讃・中讃・西讃	大雨, 洪水, 高潮, 暴風雪, 暴風, 大雪, 波浪	大雨, 洪水, 高潮, 大雪, 津波

6－8 土砂災害と前兆現象の種類

五感	移動主体	土石流	がけ崩れ	地すべり
視 覚	山・斜面・ がけ	・渓流付近の斜面が崩れだす ・落石が生じる	・がけに割れ目がみえる ・がけから小石がパラパラと落ちる ・斜面がはらみだす	・地面にひび割れができる ・地面の一部が落ち込んだり盛り上がったりする
	水	・川の水が異常に濁る ・雨が降り続いているのに川の水位が下がる ・土砂の流出	・表面流が生じる ・がけから水が噴き出す ・湧水が湧りだす	・沢や井戸の水が濁る ・斜面から水が噴き出す ・池や沼の水かさが急減する
	樹木	・濁水に流木が混じり出す	・樹木が傾く	・樹木が傾く
	その他	・渓流内の火花	—	・家や擁壁に亀裂が入る ・擁壁や電柱が傾く
聴　　覚		・地鳴りがする ・山鳴りがする ・転石のぶつかり合う音	・樹木の根が切れる音がする ・樹木の揺れる音がする ・地鳴りがする	・樹木の根が切れる音がする
嗅　　覚		・腐った土の臭いがする	—	—

6-9 気象庁震度階級関連解説表 (平成21年3月31日)

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなったり場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めるなどを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがあります。これらは「震度○相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物(住宅)の状況

震度階級関連解説表の「木造建物(住宅)に絵を加え、被害の状況をイメージしやすくしたものです。

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。 
	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。 
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。 
	軽微な ひび割れ・亀裂 	大きな ひび割れ・亀裂 ひび割れ・亀裂 傾く 倒れる 
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。 
	軽微な ひび割れ・亀裂 ひび割れ・亀裂 	大きな ひび割れ・亀裂 傾く 倒れる 
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものが多くなる。 
	軽微な ひび割れ・亀裂 ひび割れ・亀裂 大きな ひび割れ・亀裂 ひび割れ・亀裂 	傾く 倒れる 

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに分けた。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

(注4) この表中のイラストは、DATS(Damage Assessment Training System)の被害認定用パターンチャートを基に、一部加筆した。

(注5) なお、図は特定の構法(在来軸組木造)を前提に、比較的多く見られる被害状態を模式的に描いたもので、これとは異なる被害状態となることもある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注 1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスマーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合せ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

6－10 注意報・警報の基準

(別表1)大雨注意報基準

令和3年6月8日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壤雨量指数基準
高松地域	高松市	11	88
	直島町	8	88
小豆	土庄町	11	83
	小豆島町	12	106
東讃	さぬき市	12	109
	東かがわ市	13	130
	三木町	13	109
中讃	丸亀市	10	93
	坂出市	11	91
	善通寺市	8	94
	宇多津町	10	93
	綾川町	7	98
	琴平町	9	94
	多度津町	9	92
	まんのう町	10	88
西讃	観音寺市	9	85
	三豊市	9	88

(別表2)大雨警報基準

令和4年5月26日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壤雨量指数基準
高松地域	高松市	16	123
	直島町	14	123
小豆	土庄町	19	110
	小豆島町	20	140
東讃	さぬき市	19	141
	東かがわ市	19	167
	三木町	18	141
中讃	丸亀市	15	123
	坂出市	16	120
	善通寺市	10	124
	宇多津町	15	123
	綾川町	14	130
	琴平町	12	124
	多度津町	14	122
	まんのう町	15	117
西讃	観音寺市	15	117
	三豊市	16	121

(別表3) 洪水注意報基準

令和5年6月8日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指標基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
高松地域	高松市	本津川流域=10.4, 本津川支流古川流域=6.1, 御坊川流域=11.1, 亀水川流域=4.8, 新川流域=16, 吉田川流域=8.5, 春日川流域=13.2, 春日川支流古川流域=7.5, 朝倉川流域=6.8	本津川流域= (8, 8.3), 本津川支流古川流域= (5, 4.1), 御坊川流域= (5, 8.9), 亀水川流域= (8, 4.8), 新川流域= (5, 9.4), 吉田川流域= (5, 7.8), 春日川流域= (5, 13.2), 春日川支流古川流域= (5, 5.3), 朝倉川流域= (5, 6.8), 香東川流域= (9, 16.1)	香東川水系香東川 [成合]
	直島町		—	—
小豆	土庄町	橘川流域=7.6, 伝法川流域=10	伝法川流域= (5, 10)	—
	小豆島町	殿川流域=7.3	—	—
東讃	さぬき市	津田川流域=12.2, 鴨部川流域=12, 梅檀川流域=5.6, 爛川流域=6.2, 地蔵川流域=6.1	津田川流域= (10, 9.8), 鴨部川流域= (9, 9.6), 梅檀川流域= (10, 4.5), 爛川流域= (10, 5), 地蔵川流域= (9, 4.9)	—
	東かがわ市	馬宿川流域=12.9, 小海川流域=8.4, 湊川流域=14.6, 与田川流域=7.8, 番屋川流域=9.3, 北川流域=5.6	馬宿川流域= (6, 12.9), 小海川流域= (6, 8.4), 湊川流域= (10, 14.6), 与田川流域= (6, 7.8), 番屋川流域= (6, 9.3), 北川流域= (6, 5.6)	—
	三木町	鴨部川流域=9.3, 新川流域=7.9, 吉田川流域=6.4, 朝倉川流域=3.9	鴨部川流域= (9, 7.4), 新川流域= (6, 6.7), 吉田川流域= (10, 6.4), 朝倉川流域= (10, 3.9)	—
中讃	丸亀市	綾川流域=14.6, 大東川(北地区)流域=8.7, 西汐入川流域=4.1, 金倉川流域=11.9, 大東川(南地区)流域=3.9, 中大東川流域=4.6	綾川流域= (5, 13.3), 大東川(北地区)流域= (5, 6.4), 西汐入川流域= (5, 3.7), 金倉川流域= (8, 11.9), 大東川(南地区)流域= (5, 3.8), 中大東川流域= (5, 3.3), 土器川流域= (5, 16.2)	土器川 [祓川橋(丸亀区域)]
	坂出市	青海川流域=6.4, 綾川流域=17.5, 大東川流域=10.8	青海川流域= (5, 6.4), 綾川流域= (5, 17.5)	—
	善通寺市	金倉川流域=11.2, 弘田川流域=5.2	金倉川流域= (5, 11.2), 弘田川流域= (5, 4.5)	—
	宇多津町	大東川流域=10.1	大東川流域= (7, 10.1)	—
	綾川町	本津川流域=6, 綾川流域=14.6, 富川流域=6.3, 今瀧川流域=3.9, 田万川流域=7, 西長柄川流域=5.6, 竹本川流域=3.7	綾川流域= (5, 13.3), 富川流域= (6, 5), 今瀧川流域= (5, 3.1), 田万川流域= (5, 6.2), 竹本川流域= (5, 3.6)	—
	琴平町	金倉川流域=8.6	金倉川流域= (7, 6.9)	—
	多度津町	金倉川流域=11.8, 弘田川流域=8, 桜川流域=3.1	金倉川流域= (7, 9.4), 弘田川流域= (5, 8)	—
	まんのう町	財田川流域=8.9, 金倉川流域=7.7	金倉川流域= (8, 6.2), 土器川流域= (8, 12.2)	土器川 [祓川橋(丸亀区域)・祓川橋(まんのう区域)]
西讃	観音寺市	財田川流域=18.8, 竿川流域=4.7, 一の谷川流域=4.4, 柚田川流域=12.4, 唐井手川流域=4.8, 吉田川流域=6, 粟井川流域=4.8, 大池川流域=4.8	竿川流域= (7, 3.8), 一の谷川流域= (7, 3.5), 吉田川流域= (7, 4.8)	—
	三豊市	財田川流域=15.5, 竿川流域=4.7, 宮川流域=4.2, 河内川流域=5.3, 神田川流域=4.9, 入樋川流域=5.9, 谷道川流域=7.8, 帰来川流域=5.6, 高瀬川流域=9.6	財田川流域= (5, 15.5), 竿川流域= (5, 3.3), 宮川流域= (5, 3.2), 河内川流域= (7, 4.2), 神田川流域= (7, 4), 入樋川流域= (7, 4.7), 高瀬川流域= (5, 8)	—

* 1 (表面雨量指標、流域雨量指標) の組み合わせによる基準値を表しています。

(別表4) 洪水警報基準

令和5年6月8日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指標基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
高松地域	高松市	本津川流域=13.1, 本津川支流古川流域=7.7, 御坊川流域=13.9, 龜水川流域=6, 新川流域=20, 吉田川流域=10.7, 春日川流域=16.5, 春日川支流古川流域=9.4, 朝倉川流域=8.6	本津川流域= (8, 11.7), 御坊川流域= (8, 12.5), 龜水川流域= (8, 5.6), 吉田川流域= (8, 9.8), 春日川流域= (8, 14.8), 春日川支流古川流域= (8, 8.4), 朝倉川流域= (8, 7.7), 香東川流域= (16, 22.8)	香東川水系香東川〔成合〕
	直島町		—	—
小豆	土庄町	橘川流域=9.6, 伝法川流域=12.5	—	—
	小豆島町	殿川流域=9.2	—	—
東讃	さぬき市	津田川流域=15.3, 鴨部川流域=15, 栴檀川流域=7, 煙川流域=7.8, 地蔵川流域=7.7	鴨部川流域= (9, 13.5), 地蔵川流域= (9, 6.9)	—
	東かがわ市	馬宿川流域=16.2, 小海川流域=10.5, 湊川流域=18.3, 与田川流域=9.8, 番屋川流域=11.7, 北川流域=7	小海川流域= (10, 9.4), 湊川流域= (10, 18.3), 与田川流域= (10, 8.8), 番屋川流域= (10, 10.5), 北川流域= (10, 6.3)	—
	三木町	鴨部川流域=11.7, 新川流域=9.9, 吉田川流域=8, 朝倉川流域=4.9	鴨部川流域= (9, 10.7), 新川流域= (10, 8.9), 吉田川流域= (10, 7.2), 朝倉川流域= (10, 4.4)	—
中讃	丸亀市	綾川流域=18.3, 大東川(北地区)流域=10.9, 西汐入川流域=6, 金倉川流域=14.9, 大東川(南地区)流域=4.8, 中大東川流域=5.8	綾川流域= (5, 16.5), 大東川(北地区)流域= (8, 9.8), 西汐入川流域= (8, 4.6), 金倉川流域= (8, 13.9), 大東川(南地区)流域= (8, 4.3), 土器川流域= (8, 21.9)	土器川〔祓川橋(丸亀区域)・祓川橋(まんのう区域)〕
	坂出市	青海川流域=8, 綾川流域=21.9, 大東川流域=13.5	青海川流域= (8, 7.3), 綾川流域= (10, 19.7)	土器川〔祓川橋(丸亀区域)〕
	善通寺市	金倉川流域=14, 弘田川流域=6.6	弘田川流域= (6, 5.9)	土器川〔祓川橋(まんのう区域)〕
	宇多津町	大東川流域=12.7	大東川流域= (8, 11.4)	土器川〔祓川橋(丸亀区域)〕
	綾川町	本津川流域=7.5, 綾川流域=18.3, 富川流域=7.9, 今瀧川流域=4.9, 田万川流域=8.8, 西長柄川流域=7, 竹本川流域=4.5	綾川流域= (5, 16.5), 今瀧川流域= (5, 4.4), 竹本川流域= (5, 4.5)	—
	琴平町	金倉川流域=10.8	金倉川流域= (7, 9.7)	土器川〔祓川橋(まんのう区域)〕
	多度津町	金倉川流域=14.8, 弘田川流域=10.1, 桜川流域=3.9	金倉川流域= (7, 14)	土器川〔祓川橋(丸亀区域)・祓川橋(まんのう区域)〕
	まんのう町	財田川流域=11.2, 金倉川流域=9.7	土器川流域= (8, 17.2)	土器川〔祓川橋(丸亀区域)・祓川橋(まんのう区域)〕
西讃	観音寺市	財田川流域=23.6, 竿川流域=5.9, 一の谷川流域=5.6, 柞田川流域=15.6, 唐井手川流域=6, 吉田川流域=7.5, 粟井川流域=6.1, 大池川流域=6.1	竿川流域= (7, 5.3), 一の谷川流域= (7, 5), 吉田川流域= (7, 6.7)	—
	三豊市	財田川流域=19.7, 竿川流域=5.9, 宮川流域=5.3, 河内川流域=6.7, 神田川流域=6.3, 入樋川流域=7.4, 谷道川流域=9.8, 帰来川流域=7.1, 高瀬川流域=12	財田川流域= (7, 17.7), 竿川流域= (7, 5.3), 宮川流域= (7, 4.7), 河内川流域= (9, 6), 神田川流域= (7, 6.3), 高瀬川流域= (7, 11.6)	—

* 1 (表面雨量指標、流域雨量指標) の組み合わせによる基準値を表しています。

(別表5) 高潮警報及び注意報基準

令和4年5月26日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	潮 位	
		警 報	注意報
高松地域	高松市	1.9m *	1.6m
	直島町	1.9m *	1.6m
小豆	土庄町	2.0m *	1.6m
	小豆島町	2.0m *	1.6m
東讃	さぬき市	1.8m *	1.5m
	東かがわ市	1.7m *	1.4m
	三木町	—	—
中讃	丸亀市	2.3m *	2.0m
	坂出市	2.3m *	2.0m
	善通寺市	—	—
	宇多津町	2.3m *	2.0m
	綾川町	—	—
	琴平町	—	—
	多度津町	2.4m *	2.1m
西讃	まんのう町	—	—
	観音寺市	2.6m *	2.3m
	三豊市	2.5m *	2.2m

* 香川県が定める基準水位観測所における高潮特別警戒水位への潮位の到達状況を考慮して、これによらず高潮警報を発表する場合があります。

【大雨、洪水及び高潮警報・注意報基準表（別表1～5）の解説】

- (1) 警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町に対して発表する。
- (2) 大雨警報・注意報の土壤雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町村等については、その欄を“－”で示している。
- (3) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壤雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
- (4) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (5) 大雨警報・注意報の土壤雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、別表1及び2の土壤雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。

1km四方毎の基準値については、気象庁ホームページ
(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_shisu.html) を参照のこと。
- (6) 洪水の欄中、「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数10.5以上」を意味する。
- (7) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表3及び4の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は気象庁ホームページ (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html) を参照のこと。
- (8) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は気象庁ホームページ (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html) を参照のこと。
- (9) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川〔△△〕」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表することを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表することを意味する。
- (10) 高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。